

第1章 本調査について

1. 調査目的

犯罪被害者等に対する経済的支援は、これまで犯罪被害給付制度を拡充するなど大きく改善されてきた一方で、未だ不十分であり、現行制度の改善や新たな被害者補償制度を創設してほしいとの要望がなされている現状にある。このような要望を踏まえ、第2次犯罪被害者等基本計画（平成23年3月25日閣議決定）に基づき、犯罪被害者等施策推進会議の下に設置された「犯罪被害給付制度の拡充及び新たな補償制度の創設に関する検討会」において有識者及び関係省庁による検討が進められている。

犯罪被害者等に対する経済的支援は、犯罪被害者等を対象とした制度のみならず、結果として犯罪被害者等に対する経済的支援となり得る社会保障制度等とも密接に関連するものであり、これらの犯罪被害者等に対する経済的支援に関わる諸制度等についても考慮に入れた上で検討を行う必要がある。

また、我が国と諸外国とでは、社会制度等も異なることから、同じ制度を導入することができない場合も多い。そのため、諸外国の事例を参考とする場合、歴史的・文化的背景、理念等についても考慮に入れる必要がある。

以上を踏まえ、犯罪被害給付制度の拡充及び新たな補償制度の創設に関する検討に活用するため、諸外国における犯罪被害者等に対する経済的支援に関わる制度等について、現在の制度、理念等を調査するとともに、どのように犯罪被害者等に対する補償ないし給付が行われているのかについて可能な限り具体的に把握できるよう共通の指標としてモデルケースを用いた調査を行った。

2. 調査対象国

アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ、韓国

3. 調査概要

アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ及び韓国の5か国における犯罪被害者等に対する経済的支援に関わる制度等（関連する社会保障制度等を含む。）に関して、我が国における当該制度等との比較に資するよう、「犯罪被害給付制度の拡充及び新たな補償制度の創設に関する検討会」での議論等を踏まえて、株式会社クロスインデックスに文献等による調査を委託して行うとともに、犯罪被害者等施策及び刑事法制度に関する専門家である有識者のご協力をいただき、現地調査を行った。

4. 報告書の構成について

本報告書では、第2章で各国の犯罪被害者等に対する経済的支援制度の概要（犯罪被害者等を対象とした補償制度等及び犯罪被害者等が利用し得る制度）について、主に文献等による調査に基づき整理している。第3章で各国の現地調査の結果を報告している。さらに、第4章でモデルケースによる調査結果を整理している。